

## 意見交換会実施報告書

令和4年9月20日

赤穂市議会議長 様

民生生活委員会副委員長

南條 千鶴子

民生生活委員会は、下記により意見交換会を実施したので報告する。

### 記

開催日時	令和4年8月29日(月) 18時50分～20時10分
開催場所	赤穂市役所2階 204・205会議室
意見交換会テーマ	赤穂市消防団の現状と抱える問題について
出席委員	代表者：南條 千鶴子(田淵和彦委員長代理) 司会者：南條 千鶴子 記録者：井田 佐登司 前田 尚志、奥藤 隆裕、釣 昭彦
相手方団体名 及び参加者数	赤穂市消防団 団長・副団長 消防団担当課長(オブザーバー) 7名
主な意見等	1.赤穂市消防団について ① 消防団員とは 「郷土愛護の精神」に基づき「自分たちのまちは、自分たちで守る」を合言葉として、普段はそれぞれの仕事をしながら、有事の際は消防団として活動するボランティア集団である。 ② 活動 水・火災等の災害出動はもとより、自治会消防訓練指導や消防水利点検、機械器具点検など日常的な業務をはじめ、市主催のイベント警備、年末特別警戒などの警備業務、春・秋の火災予防運動などの広報活動、さらに近年では高齢者等の行方不明者の捜索事案も増加している。 このように消防団の活動は多岐にわたり、団員一人ひとりの役割が大きくなっている。 ③ 現状 全国的に団員数が減少している中、定数充足率90%以上を維持することができている状況である。しかし、少子化等社会環

境の変化とともに団員数の確保は今後難しくなっていくと考える。

## 2. 意見交換会

### ①消防団から意見・要望

- ・国からの消防団員の年額及び出動報酬の基準の策定等について通知があったが、市では未だ改定されていない。
- ・消防団員数がなかなか増えない。女性の団員を増やしたいが女性用のトイレ等が設置されている詰所が3か所しかないので、勧誘しづらい。

### ②委員からの質疑に対する応答

- ・団員の年齢制限と条件について  
→18歳以上～50歳ぐらいまでの方を募集している  
50歳以上となると、消火活動は体力的に難しいが、行方不明者の捜索など人手が必要な活動もある。条件は、赤穂市内在住または、市内勤務の方である。
- ・団員の平均年齢について  
→赤穂市の令和4年の平均は46.1歳であった。全国的にも高齢化が進んでいる。
- ・平成29年度に団員数が22人減になった理由について  
→役員の改選などで、任期終了のため
- ・消火栓設備等の盗難について  
→真鍮からアルミに素材が変更し減少した。
- ・各自治会の消火訓練について  
→各自治会によって違いがあるが、コロナ過のために、以前のようにはできていないのが現状である。
- ・防災士の会との違いについて  
→消防団員は現場で活動することが主だが、防災士は避難所で活動する。
- ・防災士の会との関係性について  
→良好な関係。防災士の人数が少ないため各避難所に1名の配置になるかと思うが、1名では少ないと考える。
- ・東日本大震災では、消防団関係の方が逃げ遅れて多くの方が亡くなったが、赤穂市消防団の対策について  
→団長・副団長が避難命令を出し、団員の命を守る事を最優先

に考え行動を取るようになっている。

・操法の課題と現状について

→人員不足で思うようにできていないが、技術面の向上はできている。また、操法を通じてコミュニケーションを取る事も出来ていたが、最近では、団員同士でのコミュニケーションが取りにくい状況になっている。

・地上式消火栓の設置について

→積雪の多い地方で設置されているが、赤穂市では、設置場所が限られている。又、地上に消火栓が出ているので接触の恐れがあり危険である。

・火事を出さないための注意点について

→火を付けたら目を離さない事とコンセント付近に溜まっているホコリの清掃を心掛けてほしい。

・火事現場での注意点について

→初期消火をしっかり行うことにより、火災が小さくて済み、その後消防団員により、早く鎮火することができる。

・火災の原因について

→原因の第1位は「寝たばこ」である。

・その他の注意点について

→各自治会で、火災を想定して訓練を行ってほしい。そして、各家庭に消火器を置いてほしい。

・市主催のイベント警備について

→経験の有る団員は当たり前と考えているが、若い団員たちは少し不満があるようだ。

・団員は新型コロナウイルスワクチンを接種しているのか、又優先的に接種できているのか

→接種に関しては団員個人に任せている。又、一般市民と同じタイミングで接種している。

③団員からの思い

- ・団員になる時のメリットが有れば勧誘しやすい。
- ・近年は住宅の建築材料の変化によりとても消火しにくい。
- ・赤穂市は消防の装備に関しては大変恵まれている。消防車の買い替えなど新しい設備の導入で操作がしやすくなり、大変感謝している。

<p>委員会のコメント</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・消防団の活動は消火活動だけでなく、水防出動、雑踏警備、及び行方不明者の捜索など多岐にわたっており、団員数不足、平均年齢の上昇などにより従前のような活動が難しくなっているものの、団員は郷土愛によってその活動維持が支えられていることが理解できた。</li> <li>・令和3年4月に消防庁より消防団員の年額及び出動報酬の基準の改定等について通知があったが、市では未だ改定されていない状況である。団員の士気向上のため早急に改定を行っていただけるよう要望を受けた。さらに、消防団員確保に向けての働きかけの協力や消防団員に対する特典について要望を受けた。</li> <li>・市民が安全で安心な生活が送れるようになるためには消防団活動は重要であり、多くの若い人が消防団に加入できるように環境整備を進めていくべきと感じた。</li> <li>・現在の消防団は団員のボランティア精神によって支えられている。ただ、時代の変化とともに団員の意識も変わりつつあり、団の上に立つ人の苦労もそこにあるようだ。その意味で報酬については考え直す必要があるように思う。特に出動に対する出動手当はあまりにも少ない。</li> <li>・団員募集には苦勞されているようだが、市の方でお金以外の特典につながるような事（例えば、ハーモニーホールコンサートの優先取得など）は考えられないだろうか。</li> <li>・消防団員の方が、郷土愛とボランティア精神を胸に赤穂市民の安心安全のために日々の見守りや訓練、そして出動されている事を改めて知った。その中で、団員の後継者問題にも苦慮されていると伺い、市民全体で取り組まなければいけない課題であると思った。</li> <li>・年間活動報酬額に関する消火活動及び災害救助に従事した場合に支払われる手当を「出動報酬」と位置付け、1日当たり8千円を標準額とすることについて法務省から報道があった。団員はボランティア精神で活動されているが、尊敬と感謝の意を込めて市は標準額を支払うべきだと思う。</li> <li>・自治体単位で行われている消火訓練はコロナ過もあり地域で実施状況が違うが、女性も積極的に参加し、いざという時に早急な対応が出来る体制を整えていく事が大事であることを感じた。</li> <li>・災害時に備え、消防団、防災士及び自治会など連携して避難計画や避難所対応なども共有できる仕組みや情報共有が必要である</li> </ul>
-----------------	---

	<p>と感じた。消防団の方には感謝しかない。市民の代表として、私達議員も、消防団員の啓蒙、いざという時の体制作りを進めていく。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・今回の意見交換会で、消防団の方々の活動内容をお聞きした。ボランティア精神と郷土愛には感銘を受けた。命を懸けての消火活動や行方不明者の捜索など、さまざまな活動を市民の気が付かないところで活動されていることに対して、感謝の気持ちでいっぱいである。私たちも微力ながらお手伝いできたらと考える。</li><li>・赤穂市民として、火災を起こさない工夫を聞き確認した。「火を使ったら、火が消えるまで目を離さない事」を肝に銘じて、日々努力していきたい。また、火災の原因第一位の「寝たばこ」をしない事や、火災の原因となりやすいコンセント、特に隠れているコンセントなどのホコリを清掃することを周知徹底し、火災ゼロとなるよう市民の努力が必要だと考える。</li><li>・国から年間活動報酬に関する通知がされているにも関わらず、市として改定されていないことは、消防団員の士気を下げる要因となっていると考える。報酬以外の部分で待遇改善をしていくべきだと考える。</li></ul>
--	---